

いっばんえき 一般駅 旅客、貨物ともに取扱う駅。旅客駅、貨物駅と対照的に用いられる語。

国鉄の大部分の駅は一般駅であるが一般駅であっても設備の状態や立地条件等によって旅客、貨物の取扱いのうち一部の取扱が制限されているものがある。たとえば小荷物の取扱をしないとか、貨物のうち小口扱の取扱をしないというようなものもあるが、旅客、貨物の取扱のうちその一部が制限されているのも一般駅である。

現在国鉄の一般駅は3,728駅である(昭和32・3・31)。

なおこのほか特殊の性格をもつ駅と対照的に、その特殊性のない駅を指して一般駅と称することもまれではない。気動車駅に対する一般駅、取扱制限駅に対する一般駅等がその例である。(森 徳寿)

いっばんじどうしゃうんそうじぎょう 一般自動車運送事業 自動車運送事業の一種。自動車運送事業とは、他人の需要によって自動車を使用し、運賃・料金等の報酬を得て旅客・貨物を運送する事業をいう。

自動車運送事業は特定自動車運送事業と一般自動車運送事業の2つに大別されている。

特定自動車運送事業は特定の者の需要に応じて、その特定の者から依頼された一定の範囲の旅客または貨物を運送する自動車運送事業であり、一般自動車運送事業は、それ以外の一般の旅客または貨物を運送して運送に対する報酬を運賃・料金として旅客または荷主から得てこれを営業しているものである。

したがって一般自動車運送事業の利用は一般に公開されているのが原則であって、きわめて公共性の強いものであり、各種の法規制がある。この種事業を経営する権利の付与については、道路運送法に詳細な規定があって勝手に経営はできないのであるが、免許されたものについても事業活動の公共性を維持するために各種の義務を課している。おもな規制事項を列挙してみるとつぎのとおりである。

1 一般自動車運送事業を営もうとするものは、運輸大臣の免許を受けなければならない。

この事業は一般人の利用に供し、国民生活と密接な関係があるもので、経営する人の資力信用とか、輸送需要とか、公共の利益に果してなるかどうか等を審査する免許基準に一々照し合わせてみて免許の可否を決定するので、勝手にこの事業を営むことはできない。

2 運賃や料金は勝手にとることはできない。

運送の対価である運賃や料金は運輸大臣の認可を受けなければならないし、認可を受けた運賃・料金は定額制であってこれより高く取るとはもちろん、安くしても違反となる。これは運賃を安くして不当競争をすると事業が衰退してかえって公共の利益がそこなわれるからである。

3 運賃や料金等は掲示しなければならない。

運賃や料金は原則としてこれを利用する旅客や荷主のために、営業所その他事業を行っている場所に一般の人に見易いように掲示しなければならないこととなっている。特にバス事業については、運行する系統や運行回数等についても掲示義務を課している。

4 通常の場合は運送の引受を拒絶することはできない。

天災その他やむを得ない理由があるとか、自動車に積込できないような大きな貨物であるとか、あるいは危険なものであるとかいうように、普通の常識で考えられないもの以外は運送の引受を拒絶することはできない。

5 事業計画を自由に変更したり、勝手に休止したりするこ

とはできない。

事業計画というのは、バス事業でいえば運行系統とか運行回数とか、停留所、運行時刻等をいうのであって、このようなものを自由に変更することは許されないの認可を要することとしている。

6 従業員等に対する制限

バス事業や観光バス等を営む業者は、運転者や車掌等に制帽を着用させるか腕章等によって旅客に係員であることを知らせる義務がある。また旅客自動車を運転する運転者は政令の定める年齢、運転経験年数が必要となっている。

7 その他小児無賃輸送とか公益上必要に応じ事業の改善命令、運送命令にもしたがわなくてはならないことになっている。

このように種々の条件があって、これを守らない場合には免許された事業の停止とか場合によっては免許を取り消されることもある。

一般自動車運送事業には次の6種類がある。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業
- (2) 一般貸切旅客 "
- (3) 一般乗用旅客 "
- (4) 一般路線貨物 "
- (5) 一般区域貨物 "
- (6) 一般小型貨物 "

これらの分類は、旅客事業についてはその事業の性格と車両の大きさ、契約形態等から3種類に分けられており、貨物事業についても大体同様な面で分類されている。

以下これらの事業について述べる。

1 一般乗合旅客自動車運送事業

俗に「乗合バス」とか単に「バス」と称されているもので、道路運送法では「路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送する一般自動車運送事業」と定義されている。

すなわち一定の路線であること、定期に運行すること、この定期運行の範囲については毎日運行するものはもちろん、1週間に1度とか、競馬の開催日とか、旅客の需要に即応して一定した運行をするものはすべて含まれているのである。

さらに一般乗合という名の示すように乗合旅客を運送するものであることが必要であって、乗合旅客とは1人1人が個別に運送契約を締結して乗車することを意味している。

2 一般貸切旅客自動車運送事業

この事業は通常「団体貸切バス」とか場合により「観光バス」等とも呼ばれているが、道路運送法上では「旅客を運送する一般自動車運送事業であって前号および次号の自動車運送事業以外のもの」と定義づけられている。この定義からいうと、乗合バス、ハイヤー・タクシー事業以外の一般旅客自動車運送事業はすべてここに分類されて入ることになるのであるから、相当広範囲の事業となり、場合により乗合バスとほとんど紙ひとえの事業形態も予想される。

そこで、公共性の強い乗合バスをまず第一に擁護するため、一般貸切旅客自動車運送事業者は、災害その他緊急な場合、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合で、運輸大臣の許可を受けたときを除いては、乗合旅客の運送はしてはならないこととなっている。

この事業の事業範囲は路線でも区域でもかまわないが、不特定の需要者の要望に応ずるものであるから、実際は区域事業のみとなっている。そこで免許申請の際事業区域を記載し、免許になればその事業区域内で営業するのが原則であって、発地および着地のいずれもがその事業区域外である場合の旅客は取扱